

京都市鉱泉源保護設備補修等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鉱泉源の保護及び観光施設である温泉利用施設の振興に資するため、温泉法第15条第1項の規定による温泉の利用の許可(以下「温泉利用許可」という。)を受けた者が実施する設備の補修等に要する経費の一部を補助することについて、京都市補助金等の交付等に関する条例(以下「条例」という。)及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、温泉利用許可を受けた者がその許可に係る設備又は施設で実施する次に掲げる事業(以下「交付対象事業」という。)であって年度(4月1日から翌年の3月31日までの1年間をいう。以下同じ。)内に完了するものに要した経費について、予算の範囲内で交付する。

- (1) 鉱泉源の保護管理設備その他の温泉を利用する設備又は施設の補修、改修、改善及び更新(以下「補修等」という。)
- (2) 温泉を利用する浴槽水のレジオネラ属菌を含む検査であって、当該検査を実施する年度における2回目以降の検査

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号の事業について当該各号に掲げるところにより算出するものとし、その額に1円未満の端数が生じた場合はその端数は切り捨てる。

- (1) 前条第1号の事業 要した経費の額の2分の1
 - (2) 前条第2号の事業 要した経費の額
- 2 前項の規定により算出された額は、年度内の総額について、前条第1号の場合にあつては100,000円を、第2号の場合にあつては15,000円を超えることはできない。

(交付申請及び交付申請の制限)

第4条 条例第9条の規定による申請は、「京都市鉱泉源保護設備補修等補助金交付申請書(第1号様式)」に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 交付対象事業に係る費用の見積書の写し
 - (2) 交付対象事業のうち第2条第1号の事業にあつては、補修等着手前の写真
 - (3) 交付対象事業のうち第2条第2号の事業にあつては、当該検査を行う年度において実施した1回目の検査結果報告書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、交付対象事業を実施する前に、第2条各号の事業ごとに行わなけ

ればならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、条例第9条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類等の審査により、交付事業の内容が適正であるかについて確認し、条例第10条の規定に基づく補助金の交付又は不交付の決定をするものとする。

(交付の決定の通知)

第6条 市長は、条例第12条第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、京都市鉾泉源保護設備補修等補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助金の交付の申請をした者(以下「申請者」という。)に通知しなければならない。

2 市長は、条例第12条第2項の規定により補助金を交付しないことを決定したときは、京都市鉾泉源保護設備補修等補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知しなければならない。

(標準処理期間)

第7条 市長は、第4条第1項の規定による申請が到達してから30日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(変更等の承認)

第8条 条例第11条第1項第1号の規定による交付対象事業の変更の承認の申請は、「京都市鉾泉源保護設備補修等補助金変更承認申請書(第4号様式)」により行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、交付予定額の増加を伴わない交付対象事業の変更とする。

3 条例第11条第1項第2号の規定による交付対象事業の中止又は廃止の承認の申請は、「京都市鉾泉源保護設備補修等補助金中止・廃止承認申請書(第5号様式)」により行うものとする。

(事業完了報告)

第9条 条例第18条の規定による報告は、「京都市鉾泉源保護設備補修等補助金事業完了報告書(第6号様式)」により、交付対象事業が完了した日の翌日から起算して20日以内又は市長が別に定める日のいずれか早い期日までに行わなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 第2条各号に係る領収書の写し

(2) 第2条第1号に掲げるものにあつては、補修等完了後の写真その他補修等完了後の状態が分かる書類

(3) 第2条第2号に掲げるものにあつては、検査結果報告書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

- 3 申請者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付額の決定)

第10条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、条例第19条の規定により交付対象事業が適正に実施されたことを確認したうえで、補助金の交付額を決定するものとする。

- 2 市長は、条例第19条の規定により補助金の交付額を決定したときは、京都市鉱泉源保護設備補修等補助金交付額決定通知書(第7号様式)により、申請者に通知しなければならない。

(交付額の返還請求)

第11条 補助金交付後、申請者の請求に不正があったと認められた場合、補助金の一部又は全額を返還するものとし、申請者は市長の請求に応じ、当該額を返還しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 申請者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(補則)

第13条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関して必要な事項は所管局長が定める。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期間)

1 この要綱は令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 従来の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則

この要綱は令和8年4月1日から適用する。